

## 2. 介護保険と障がい者福祉制度

障がい者が65歳以上である場合や40～64歳で「16種類の特定疾病」に該当する場合は、障がい福祉制度と介護保険制度と共通の福祉サービスは介護保険制度が優先して適用されます。したがって、ホームヘルプサービスやデイサービス、福祉用具の貸与等の2の表に掲げる在宅サービスについては、介護保険から給付されることになります。

### 1. 対象者

| 種類        | ・40歳未満の方<br>・40～64歳で16種類の特定疾病に該当しない方 | ・40～64歳で16種類の特定疾病のために介護等が必要な方 | ・65歳以上の方            |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 介護保険サービス  | 利用できない。                              | 障がい者福祉制度に優先して利用できる。           | 障がい者福祉制度に優先して利用できる。 |
| 障がい福祉サービス | 利用できる。                               | 介護保険にないサービスは利用できる。            | 介護保険にないサービスは利用できる。  |

※40歳から64歳のうち生活保護を受給されている方で医療保険に未加入の方は、介護保険制度の第2号被保険者に該当しないため介護保険サービスを利用することができません。

### 「16種類の特定疾病」

|  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん</li> <li>・関節リウマチ</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・後縦靭帯骨化症</li> <li>・骨折を伴う骨粗鬆症</li> <li>・初老期における認知症</li> <li>・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・脊髄小脳変性症</li> <li>・脊柱管狭窄症</li> <li>・早老症</li> <li>・多系統萎縮症</li> <li>・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</li> <li>・脳血管疾患</li> <li>・閉塞性動脈硬化症</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性閉塞性肺疾患</li> <li>・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</li> </ul> |
|--|--|--|

### 2. 障がい福祉制度と関係がある介護保険の在宅サービス

| サービスの種類              | サービス内容                        | 障がい福祉制度との関係  |
|----------------------|-------------------------------|--|
| 訪問介護<br>(ホームヘルプサービス) | 生活援助・身体介護等                    | 障がい福祉にも同じ内容のサービスはありますが、介護保険サービスの対象となる方は、原則として介護保険でサービスを受けていただくことになります。 |
| 訪問入浴介護               | 浴槽等を居宅に持ち込み入浴の介護を行う。          |  |
| 通所介護 (デイサービス)        | 施設に送迎し、入浴や機能訓練、食事等のサービスを行う。   |  |
| 短期入所 (ショートステイ)       | 施設に短期間受け入れ、入浴や排泄、食事等のサービスを行う。 |  |
| 住宅改修                 | 手すりの取り付け等、小規模な住宅改修への補助        |  |
| 福祉用具貸与               | 日常生活を容易にするための福祉用具の貸与          | 介護保険サービスから受けられる品目は介護保険から受け、介護保険にない品目のみ、障がい福祉サービスから受けられます。              |
| 福祉用具購入               | 貸与になじまない福祉用具の購入への補助           |  |

※介護保険サービスには、上記以外に訪問リハビリテーションなどの在宅サービスと施設サービス(介護老人福祉施設など)があります。

介護保険サービスを利用するには、認定申請をし、認定を受けた後、介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用することになります。

### 3. 申請窓口

- 佐賀中部広域連合 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階  
認定審査課 TEL 40-1132 FAX 40-1165
- 高齢福祉課 地域包括支援係 (6~7番窓口)  
TEL 40-7284 FAX 40-7393

### 4. 申請に必要なもの

- 65歳以上の方 ①介護保険被保険者証 ②個人番号カードまたは個人番号通知カード  
③本人確認できる書類 (運転免許証・パスポートなど)
  - 40~64歳の方 ①健康保険証 ②個人番号カードまたは個人番号通知カード  
③本人確認できる書類 (運転免許証・パスポートなど)
- ※本人確認できる書類は、個人番号通知カードを提示される場合に必要です。